

## 【事業計画】

### 事業計画の概要

弊社は、廃棄物の再資源化を通じて、地球環境に優しい技術による環境への負荷の低減と環境破壊の予防に努めてまいりました。

主に廃棄物の廃プラスチック類及び紙くずから、RPF(固形燃料)及び木質原料・燃料チップの製造販売を行い再資源化の向上に努めております。

サーマルリサイクルである『RPF(固形燃料化)、木質チップ』への処理により、新たな化石燃料の使用を抑制し、温室効果ガス発生を抑制することによる地球規模の環境保護に貢献する事業として主事業に位置付けております。

### 1.事業の全体計画

産業廃棄物処分量(中間処理)

排出事業者より収集運搬の委託を受けた業者が搬入した廃棄物を処理施設にて適正に中間処理を行う。

### 2.処理計画量

#### 2-1-1.施設の種類の種類

##### ① 選別施設(トロンメル・手選別・磁力選別)

・取扱予定数量：183,000 t/年

・取扱品目：

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ② 圧縮梱包施設

・取扱予定数量：103,000 t/年

・取扱品目

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ③ 破碎・圧縮固化施設(RPF化施設)

・取扱予定数量：68,000 t/年

・取扱品目

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ④ 破碎施設(1軸式破碎機)

・取扱予定数量：38,000 t/年

・取扱品目

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ⑤ 破碎施設(ハンマー式破碎機)

・取扱予定数量：29,000 t/年

・取扱品目

木くず、紙くず、繊維くず

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

### 3.具体的な計画

#### 3-1.取扱品目

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)紙くず、木くず、金属くず、繊維くず  
ゴムくず、ガラスくず等、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

#### 3-2.予定排出事業者

ゼネコン・印刷工場・食品工場・倉庫業者・繊維工場

#### 3-3.予定排出事業者の所在地

三重県・愛知県・岐阜県・静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県

#### 3-4.品目ごとの処理方法

##### ① 廃プラスチック類

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化又は圧縮梱包処分を行う。

圧縮固化された処理後物はRPF(固形燃料)、圧縮梱包された処理後物はフラフ燃料としてボイラー燃料として売却する。

また、圧縮固化又は圧縮梱包できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

##### ② 紙くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化又は圧縮梱包処分を行う。

圧縮固化された処理後物はRPF(固形燃料)、圧縮梱包された処理後物はフラフ燃料としてボイラー燃料として売却する。

また、圧縮固化又は圧縮梱包できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

##### ③ 木くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化又は圧縮梱包処分を行う。

圧縮固化された処理後物はRPF(固形燃料)、圧縮梱包された処理後物はフラフ燃料としてボイラー燃料として売却する。

また、破碎された木くずは、木質燃料として売却する。

##### ④ 繊維くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化又は圧縮梱包処分を行う。

圧縮固化された処理後物はRPF(固形燃料)、圧縮梱包された処理後物はフラフ燃料としてボイラー燃料として売却する。

また、圧縮固化又は圧縮梱包できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

##### ⑤ ゴムくず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化又は圧縮梱包処分を行う。

圧縮固化された処理後物はRPF(固形燃料)、圧縮梱包された処理後物はフラフ燃料としてボイラー燃料として売却する。

また、圧縮固化又は圧縮梱包できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

##### ⑥ 金属くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、選別処分を行い鉄鋼原料として再資源化業者に売却または最終処分業者(他社)に搬入する。

##### ⑦ ガラスくず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、選別処分を行いガラス瓶に関してはカレット原料として再資源化業者に売却し、そのほかは

最終処分業者(他社)に搬入する。

⑧ がれき類

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、選別処分を行い  
最終処分業者(他社)に搬入する。

4.環境保全措置の概要

全ての中間処理施設は、建屋内に設置されており、床面はコンクリート舗装とし機械の設置場所は  
機械基礎を施し進藤、騒音、飛散対策をとっている。